

総社市告示第64号

総社市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を次のとおり定める。

平成26年5月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯臨時特例給付金 前条の目的を達するために、総社市(以下「市」という。)によって贈与される給付金をいう。

(2) 支給対象者 別記1に掲げる子育て世帯臨時特例給付金が支給される者をいう。

(3) 対象児童 別記2に掲げる者をいう。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、対象児童1人につき10,000円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 子育て世帯臨時特例給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から6箇月以内で市長が別に定める日までとする。

(申請及び支給の方式)

第5条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記3の規定に基づき、別に定める申請書により申請を行う。

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、子育て世帯臨時特例給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理として前条の規定による申請を行うことができる者は、申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、当該支給対象者に対し、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知)

第8条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、

申請の方法, 申請受付開始日等の事業の概要について, 広報その他の方法による市民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず, 支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合, 当該支給対象者が子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなすものとする。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後, 申請書の不備による振込不能等があり, 市が確認等に努めたにもかかわらず, 申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは, 当該申請は取り下げられたものとみなすものとする。

(不当利得の返還)

第10条 市長は, 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者に対しては, 支給を行った子育て世帯臨時特例給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は, 譲り渡し, 又は担保に供してはならない。
(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は, 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 別記2④中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは, 平成26年9月30日までの間, 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」と読み替えるものとする。

別記（第2条，第5条関係）

1 支給対象者

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）は，平成26年1月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項の給付を含む。以下「児童手当」という。）の支給を受ける者であって，その平成25年の所得が同法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。
- (2) (1)に規定するほか，給付金は，次のいずれかに該当する児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）に係る平成26年2月分の児童手当の支給を受ける者であって，その平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。
- ① 平成26年1月1日（以下「基準日」という。）に出生し，同日において住民基本台帳に記録されているもの
- ② 基準日に国外から転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。3の(2)の①において同じ。）をしたことにより，同日において住民基本台帳に記録されているもの
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず，給付金は，次の表の左欄に掲げる場合について，それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし，既に(1)又は(2)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合及びこの(3)の規定により給付金を支給される者（同表の①及び③の右欄に掲げる者に限る。）に係る(1)又は(2)に規定する者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合には，この限りでない。

① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合（この(3)の規定により給付金を支給される者が，当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 2の対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合（その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において，まだこの②の右欄に掲げる者に対して給付金の支給が決定されていないときを除く。）	左欄に掲げる施設入所等児童
③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し，当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に2の対象児童を監護し，かつ，これと生計を同じくする者に限る。）が市に避難している場合において，市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む，当該配偶者が監護し，かつ，生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である場合にあっては，給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。3の(2)の⑥において同じ。）をし，市による当該認定の請求に関する通知が(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（当該(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村が市であるときは，当該認定の請求を受けた場合）	左欄に掲げる当該者の配偶者

2 対象児童

1の(1)に規定する者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は当該者に支給される平成26年1月分の児童手当に係る児童，1の(2)に規定

する者に支給される給付金の対象児童は当該者に支給される同年2月分の児童手当に係る児童（1の（2）の①又は②に掲げる児童に限る。）とする（1の（3）の表の①から③までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。）。ただし、対象児童が次の①から⑦までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- ② 臨時福祉給付金の支給対象者である場合
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- ④ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この④において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- ⑤ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この⑤において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- ⑥ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この⑥において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- ⑦ 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

3 支給の申請

- (1) 基準日において市の住民基本台帳に記録されている者は、市に対して支給の申請を行う。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。
 - ① 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、市に対して同法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。）をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届（同法第22条第1項の規定による届出をいう。）をしたもの
 - ② 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、①に掲げる者以外のもの
 - ③ 1の（3）の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者（当該者に係る1の（1）又は（2）に規定する者がこの3の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）
 - ④ 1の（3）の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。）
 - ⑤ 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っていることが認められている者（基準日において、市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。）であって、市から平成26年1月分の児童手当又は1の（2）の①若しくは②に掲げる児童に係る同年2月分の児童手当の支給を受けている者
 - ⑥ 1の（3）の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者（市に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をした者に限る。）